

## 子育て世代の医療従事者及び研究者（男性含む）へのご案内

この取り組みは「令和5年度 厚生労働省 子育て世代の医療職支援事業」に伴う実施のため期間限定です。



**実施期間：令和5年7月5日～令和6年3月15日**

（実施期間内であれば遡って申請可能、提出期限：令和6年3月18日（月））

詳細は当センターホームページ及びグループウェア上に掲載しています。

予算額に到達した場合は予告なしに終了することもありますのでご了承ください。

### 保育にかかる費用の一部補助

バンビ保育室の一時保育の事前登録をしている医療従事者がバンビの一時保育を利用した場合  
バンビ保育室の預け入れ人数に制限があるため、一時保育をお断りすることもあります。

対象者	常勤の医師（研修医、レジデント含む）、看護師
補助内容	対象児童1人につき、かかった費用1回5,000円を上限とし、月3回まで補助

学外の保育室を利用している医療従事者が外部の一時保育、病児保育を利用した場合

対象者	常勤の医師（研修医、レジデント含む）、看護師、薬剤師、技師
補助内容	対象児童1人につき、かかった費用1回5,000円を上限とし、月3回まで補助

医療従事者がベビーシッターを利用した場合

対象者	常勤の医師（研修医、レジデント含む）、看護師、薬剤師、技師
補助内容	1家族につき、1回にかかった費用5,000円を上限とし、月2回まで補助

### 論文校正・掲載にかかる費用の一部補助

子育て世代の医療従事者及び研究者が論文校正や論文掲載を行った場合

対象者	医療従事者及び研究者で過去5年以内に出産・育児などで研究を中断された方（男性の場合は、過去5年以内に、育休を3か月以上取得された方）
補助内容	論文校正（著書、共著も含む）、及び掲載費を1人につき、上限5万円まで負担上限内であれば複数回の申請も可とします。

